

# 一般社団法人日本クリケット協会定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本クリケット協会(英文名は Japan Cricket Association)と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を栃木県佐野市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、日本クリケット界を統括し代表する唯一の団体として、クリケット及びその精神を通じて、健やかで豊かな社会や文化の創造に寄与し、人々をつなぐ架け橋となることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クリケット競技に関する普及及び指導
  - (2) クリケット競技に関する環境の開発及び整備
  - (3) クリケット競技に関する選手の育成及び強化
  - (4) クリケット競技に関する大会の開催、運営及び管理
  - (5) クリケット競技力向上に関する事業の実施及び調査研究
  - (6) クリケット競技に関する講習会の開催、運営及び管理
  - (7) クリケット競技に関する指導員の養成及び資格認定
  - (8) クリケット競技に関する普及員の養成及び資格認定
  - (9) クリケット競技に関する審判員の養成及び資格認定
  - (10) クリケット競技に関する用具の検定
  - (11) クリケット競技に関する規則及び規程の制定
  - (12) クリケット競技に関する情報の収集、分析、提供及び保存並びにクリケット競技に関する機関紙及び刊行物の製作、発行
  - (13) クリケット競技に関する地域協会の育成
  - (14) 日本クリケット界を代表する唯一の団体として、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、国際クリケット評議会、アジアクリケット評議会等本邦内外関係機関への加盟と交流
  - (15) クリケット競技に関する国際大会及び国際会議等の本邦における開催、運営及び管理
  - (16) クリケット競技に関する国際大会及び国際会議等への代表参加者の選定及び派遣
  - (17) 簡易クリケット競技に関する前各号に掲げる事業
  - (18) クリケット競技に関する印刷・出版事業
  - (19) クリケット競技に関する物品販売事業
  - (20) クリケット競技に関するイベント企画・立案・請負事業
  - (21) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の各事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

(国際クリケット評議会等への加盟)

第6条 当法人は、日本クリケット界を代表する唯一の団体として、国際クリケット評議会(International Cricket Council、略称 ICC)に加盟する。

## 第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の4種とし、地域協会会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 地域協会会員 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとして入会した団体で、以下の要件をいずれも満たす団体
  - ① 理事会の指定する管轄地域におけるクリケット界を統括する唯一の団体であり、クリケットを通じて公益事業を行うことを主たる目的とすること
  - ② 理事会において別に定める規則を定めること
  - ③ 事業計画書・収支予算書・事業報告書・決算報告書・役員名簿を、理事会において別に定める時期に提出すること
  - ④ その他理事会において定める要件を満たすこと
- (2) 準会員 上記(1)の要件のうち、少なくとも①及び④を満たす団体
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助する上記(1)及び(2)に該当しない個人又は団体
- (4) 名誉会員 有識者、又はクリケット競技に関する諸活動に功労のあった個人であって、理事会による承認を得た個人

(入会)

第8条 地域協会会員、準会員又は賛助会員として入会する者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに地域協会会員、準会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 地域協会会員、準会員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項のほか、当法人の活動に係る事業推進のために特別の費用を必要とするときは、会員は、社員総会において別に定めるところにより、臨時会費を負担するものとする。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名等)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該行為の内容に応じ、第21条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名、資格停止又は戒告(以下「除名等」という。)することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人、会員及び当法人の関係者の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名等すべき正当な事由があるとき。

2 前項第3号により会員を除名等するときは、社員総会にて弁明の機会を与えるものとする。

(資格の喪失)

第12条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。ただし、地域協会会員がその資格を失ったとしても、当該会員が準会員の要件を満たす場合は、当該会員を準会員とみなす。

- (1) 会費を滞納したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 理事会の承認を得ないで他の団体と合併若しくは分裂したとき

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。地域協会会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、

これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 社員総会

(種別)

第14条 当法人の社員総会は、通常社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員及び会員の除名等
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 監事の報酬の額又はその基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 通常社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内で開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 総社員の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、理事長は社員総会の日の1週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には、社員総会の日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する社員は、その議決に参加できないものとする。

- 2 地域協会会員は、当法人に対して予め届け出た代表者1名を前項の権利行使者とする。地域協会会員は、代表者の変更があった場合、当法人に対して遅滞なく届け出なければならない。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、再度決議を行い、再度同数の場合は、否決されたものとみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名

- (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(決議及び報告の省略)

- 第22条 理事会又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員等

(役員の設定)

- 第24条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
  - 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
  - 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
  - 4 初めて理事に就任できる年齢上限は70歳を迎える事業年度までとする。
  - 5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
  - 6 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
  - 7 理事は、当法人の使用人を兼ねることができない。
  - 8 理事は、当法人の地域協会会員の役員を兼ねることができない。
  - 9 当法人の使用人又は地域協会会員の役員で、理事の選任を受けた者は、第28条4項の場合を除き、30日以内にその役職を辞さなければ、理事の役職が失効となる。
  - 10 理事がその任期中に、当法人の使用人又は地域協会会員の役員としての役職に就いたときは、直ちに他の理事に報告し、その役職が失効するまで、理事の役職は失効されたものとする。ただし、第28条第4項に該当する場合は除く。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。
- 3 理事の任期は最長で連続10年までとする。ただし任期の途中にて10年を経過する場合は任期満了までとする。
- 4 第25条第4項及び、第3項に関わらず、役員等候補推薦委員会から、中長期計画に定める目標を実現する上で、該当理事が新たに又は継続して理事を務めることが不可欠である特別な事情があると評価された場合は、その限りではない。
- 5 第3項及び第4項に関わらず、理事の定年は80歳を迎えた事業年度までとする。
- 6 第3項、第4項及び第5項に関わらず、補欠又は増員として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 7 第3項、第4項及び第5項に関わらず、理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 2 理事及び監事を解任するときは、社員総会において弁明の機会を与えるものとする。

(報酬等)

第30条 理事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用については、理事会において別定めるところによる。

- 2 監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人からうける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般社団法人第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100,000円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。

(会長)

第32条 当法人に会長を置くことができる。

- 2 会長は、名誉会員の中から、理事会において選任する。
- 3 会長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 5 会長が次のいずれかに該当するときは、理事会の過半数の同意を得て、解任することができる。
  - (1) 当法人の名誉を棄損するような行為をしたとき
  - (2) 会長としてふさわしくない非行があったとき

(会長の職務)

第33条 会長は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務執行の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。理事会は、電子媒体等を使用した電話会議等で開催できるものとする。

- 2 通常理事会は、年4回以上とする。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって理事長に招集の請求があったとき
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要があると認めたとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事会の招集は、開会の日の3日前までに各理事に通知しなければならない。ただし議事が緊急を要する場合においては、この限りでない。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、第36条第3項第3号の請求により、臨時理事会を開催したときは、出席した理事の中から議長を定める。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その

過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項本文の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 専門委員会

(専門委員会)

第43条 当法人は、その事業遂行のため、理事会の議決に基づき専門委員会を置く。  
2 専門委員会の組織、権限及び運営に関する規定は、理事会が定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。  
2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号、第6号の書類については、通常社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、通常社員総会への報告に代えて、通常社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿

- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 定款の変更、解散及び合併等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散及び合併)

第48条 当法人は、法令で定められた事由によるほか、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散、合併することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第10章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2 当法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から平成27年12月31日までとする。
- 3 当法人の設立時役員は、別表1のとおりとする。
- 4 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
  - 設立時社員 1 事務所所在地 宮城県多賀城市高崎3丁目6番1—203号  
団体名 東北クリケット協会  
代表者住所 宮城県多賀城市高崎3丁目6番1—203号  
代表者氏名 ゴールド ロバート
  - 2 事務所所在地 栃木県佐野市若松町89番地  
団体名 北関東クリケット協会  
代表者住所 栃木県佐野市若松138番地  
代表者氏名 五箇 大成

以上、一般社団法人日本クリケット協会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 26 年 12 月 19 日

設立時社員 東北クリケット協会  
代表者住所 宮城県多賀城市高崎3丁目6番1-203号  
代表者氏名 ゴールド ロバート

設立時社員 北関東クリケット協会  
代表者住所 栃木県佐野市若松町138番地  
代表者氏名 五箇 大成

別表1 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	今村 圭
理事	青島 健太
理事	伊藤 正浩
理事	クリス サーゲート
理事	西脇 圭二
理事	松近 英彦
理事	吉中 康子
監事	宇都木 徹

附 則 この定款は、2018年3月24日から施行する。(2018年3月24日変更)

附 則 この定款は、2021年3月19日から施行する。(2021年3月19日変更)